

実施事業所事業主様

外食産業ジェフ企業年金基金

基金掛金の納付猶予について（再延長）

常日頃より、当基金の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の施策により外食産業においては厳しい環境が続き、貴社事業運営におきましても大変苦慮されていることと存じます。

さて、当基金では、納付期限内に基金掛金納付が困難な事業所様に、令和4年6月分までの掛金について申請により最長1年間納付期限を延長し、その間の納付による遅延損害金を免除する掛金の納付猶予制度を延長し、実施してまいりました。

今夏、新型コロナウイルス感染者数が急増するなど、外食産業は引き続き困難な状況に直面しており、当基金では下記のとおり基金掛金の納付猶予対象月を再度延長させることを令和4年7月22日に開催された第9回定例代議員会において決定致しましたのでご報告いたします。

記

基金掛金納付猶予対象月 : 令和4年7月分～令和4年12月分

納付猶予申請の効果 : 「基金掛金納付猶予申請書」を提出することにより納付期限を最長1年延長することを認め、その間に支払われた掛金に対する遅延損害金を免除するもの。

添付書類 : 「基金掛金納付猶予申請書」には①と②を添付してください。

① 掛金納付計画書

② 日本年金機構（年金事務所）に届け出た納付猶予・換価猶予申請等の写し（②は申請していない場合、添付不要）

※申請についてのご相談は（03-5403-1061）当基金 総務課 までお願いいたします。